

射水市告示第 2 3 2 号

明日の射水を担う若者定住助成金交付要綱を次のように定める。

平成 2 8 年 9 月 1 5 日

射水市長 夏 野 元 志

明日の射水を担う若者定住助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、将来を担う若者の定住及び移住促進を図るため、射水市補助金等交付規則(平成 1 7 年射水市規則第 2 8 号)第 1 7 条の規定に基づき、明日の射水を担う若者定住助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構法(平成 1 5 年法律第 9 4 号)第 1 4 条第 1 項に規定する第一種学資金及び第二種学資金(以下「日本学生支援機構奨学金」という。)並びに射水市奨学資金規則(平成 1 7 年射水市規則第 3 8 号)第 1 条に規定する奨学資金(以下「射水市奨学資金」という。)をいう。
- (2) 大学等 学校教育法(昭和 2 2 年法律第 2 6 号)に規定する高等専門学校、専修学校(専門課程に限る。)、大学(短期大学を含む。)又は大学院をいう。
- (3) 県外出身者 県外に所在する、学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程又は高等専門学校を卒業した者をいう。

(助成金の種類)

第3条 助成金の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) Uターン型助成金

(2) Iターン型助成金

(助成金の交付対象者)

第4条 市長は、次の各号に掲げる助成金の種類に応じ、当該各号に定める者に対し、その者が借り入れた奨学金の返還金の一部について、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

(1) Uターン型助成金 県外の大学等に進学した自宅外通学の学生であって、在学している期間に射水市奨学資金の貸与を受けたもの

(2) Iターン型助成金 市内の大学等に進学した、県外出身者である学生であって、在学している期間に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けたもの

2 助成金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 助成金の交付を受けようとする年度(以下「助成金交付年度」という。)において、市内に居住しており、かつ、平成27年4月1日以降に奨学金の返還を開始した者又は助成金交付年度において、奨学金の返還を開始しており、かつ、平成27年4月1日以降に市内に居住地を移転した者

(2) 助成金交付年度において、現に就業している者

(3) 奨学金の返還を滞納していない者

(4) 市税を滞納していない者

(5) 助成金交付年度の前年度の1月1日から起算して1年以上市内に居住しており、かつ、当該年度の助成金に係る交付決定の日まで引き続き居住する者

(6) 射水市暴力団排除条例(平成24年射水市条例第1号)第2条第3号に
規定する暴力団員等でない者

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成金交付年度の前年度の1月1日から助成金交付年度の12月31日までに、月賦、半年賦又は年賦により返還した奨学金の返還金の額に2分の1を乗じて得た額とし、年額96,000円を限度とする。
ただし、繰上返還等による奨学金の返還金の額は、返還した奨学金の返還金の額に含まないものとする。

(助成金の交付対象期間)

第6条 助成金の交付対象期間は、助成金の交付の対象となった最初の年から起算して10年を限度とする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、毎年度、市長が別に指定する日までに、明日の射水を担う若者定住助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 市又は独立行政法人日本学生支援機構が発行する奨学金の貸与を証する書類(初回の申請時に限る。)

(2) 奨学金の返還金の額を証する書類

(3) 現住所を証する書類

(4) 勤務先及び就職年月日を証する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、明日の射水を担う若者定住助成金交付(不交

付)決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(届出)

第9条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、当該交付決定を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 市外に居住地を移転したとき。

(2) 離職したとき。

(3) 奨学金の返還を免除され又は猶予されたとき。

(助成金の交付請求)

第10条 助成決定者が助成金の交付を受けようとするときは、明日の射水を担う若者定住助成金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による請求があったときは、助成決定者が指定する口座へ振り込む方法により、助成金を交付するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(平成28年度における助成金の交付要件の特例)

2 平成28年度の助成金については、第4条第2項第5号の規定にかかわらず、平成29年1月1日までに市内に居住地を移転した者で、かつ、平成28年度の助成金に係る交付決定の日まで引き続き居住する者を交付対象

とする。この場合において、助成金の額は、市内に居住地を移転した日以後に返還した奨学金の返還金の額に2分の1を乗じて得た額とし、年額96,000円を限度とする。